

平成 24 年（ワ）第 213 号、平成 25 年（ワ）第 131 号、同第 252 号

福島原発避難者損害賠償請求事件

原 告 早川篤雄 外 353 名

被 告 東京電力株式会社

2014（平成26）年8月8日

福島地方裁判所いわき支部（合議1係） 御中

## 準 備 書 面（15）の2

本件における被侵害利益と請求（慰謝料等）の内容

原告ら訴訟代理人弁護士

小 野 寺 利



同

広 田 次



同

鈴 木 堯



同

清 水



同

米 倉



同

笹 山 尚



同

渡 辺 淑



外

## 第1 違法性論

### 1 訴状において指摘した被侵害利益（違法性）の構成

訴状において原告らは、本件事故において侵害された「権利又は法律上保護される利益」（民法709条、以下「被侵害利益」または「保護法益」という）について、平穩生活権及び人格発達権であると指摘した。ここにいう被侵害利益（保護法益）とは、民法709条が規定する不法行為成立要件における違法性の内容であり、いかなる権利・法益が侵害される違法性が認められるかの検討である。

なお念のために付け加えれば、そのような違法行為によって、損害が発生するのであって、違法性の内容を検討することと損害の内容を検討することは、もとより不法行為制度における、別の法律要件の議論に属する。

いかなる保護法益が侵害されたか、すなわちどのような違法性が認められるかの内容如何が、損害の把握の仕方や、損害の算定評価における判断にも影響を及ぼす。侵害される権利・法益の性質が重大であり、あるいは広範な保護法益の侵害が認められる時、すなわち違法性が重大である場合には、これによって発生する損害も重大であり、その損害額の算定においても高額なものとして認定されるべきだからである。

### 2 被侵害利益の再検討－「包括的生活利益としての平穩生活権」

原告らは、現時点において、本件事故における違法性、すなわち原告ら避難者が受けた被侵害利益の内容に関し、以下のように再検討している。

判例学説上「平穩生活権」と呼ばれる人格的利益は、様々な内容のものを内包していて、ひとつではなく、いくつかの類型が観念できるとされている（吉村良一『平穩生活権』の意義」行政と国民の権利（法律文化社）232頁以下、大塚直「環境訴訟における保護法益の主観性と公共性・序説」法律時報82巻11号116頁以下）。

そのような中で、本件避難者訴訟では、元の居住地からの避難を強いられることより、その日常生活（家庭生活、地域生活、職業生活など）の全般が、根こそぎ全面的に奪われることを特徴としている。全住民の避難によって、当該地域の地域社会・コミュニティ全体が破壊されるからであり、これによって全住民は、社会生活・日常生活の全般を侵害された。

このような被害の実相を示す加害行為による被侵害利益は、平穩生活権の中でも、特に「包括的生活利益としての平穩生活権（包括的平穩生活権）」と表現されるものである（淡路剛久「法律時報」2014年4月号（86巻4号）・『包括的生活利益としての平穩生活権』の侵害と損害－福島原発事故賠償問題研究会・連載の序論を兼ねて」・甲B15）。

すなわち、ここでの被侵害利益について」は、

「平穏な日常生活を営む権利は、原賠法によって保護されるべき権利法益（自由権、生存権、居住権、人格権、財産権を含む）であり、「包括的生活利益としての平穏生活権（包括的平穏生活権）」と呼ぶことができる。」

本件原子力事故（「…作用等」）によって侵害された法益は、地域における平穏な日常生活をおくることができる生活利益そのものであることから、生存権、身体的・精神的な人格権—そこには身体権に接続した平穏生活権も含まれる—および財産権を包摂した「包括的生活利益としての平穏生活権」が侵害されたケースとして考えることとしたい。」

とされる（淡路剛久・前掲論文 101 頁）。

また、潮見佳男「中島肇著『原発賠償 中間指針の考え方』を読んで」（NBL1009 号 47 頁、甲 B8）は、「私は、原子力損害で問題となる被害者の権利を、その所有する個々の物や人身に対する個別的な評価を集積しただけのものに尽きない『その地域で平穏に生活する権利』—中略—と捉え、『権利侵害（ここでは、平穏生活権の侵害）がなければ、被害者が現在置かれているであろう状態』を金銭によって価値的に実現するための制度としての損害賠償を構想することこそが、重要なのではないか—これは差額説の立場と矛盾するものではない—と考える。」と指摘している。そして、このような平穏生活権の意義を、「被害者およびその家族の状況に注目してその生活を保障することにあるとする損害論を展開する淡路剛久『不法行為法における権利保障と損害の評価』（有斐閣、1984）72 頁以下にも通じる」と指摘している（同頁注 13）。

原告らが訴状において指摘した、家庭生活、地域生活、職業生活などの日常生活、社会生活の全般を含んでいる被侵害利益としての平穏生活権とは、あらためて敷衍すれば、このような内容を持つものである。

このような権利の侵害によって、原告らには様々な損害が生じた。財産上の損害としては、住居や農地をはじめとする不動産の価値喪失（財物損害）、就労不能による損害（減収）、移動費用等の支出や生活費の増大等であり、精神的損害としては、避難生活に伴う精神的損害と、故郷喪失による精神的損害である。

### 3 故郷（ふるさと）喪失慰謝料における被侵害利益—地域生活利益

#### (1) 地域生活（地域コミュニティ）の破壊

上記のような、「包括的生活利益としての平穏生活権（包括的平穏生活権）」の侵害の中で、特に「故郷（ふるさと）喪失」による精神的損害における被侵害利益を、「地域生活利益」として捉えることが出来る。なお、ここでの

「故郷（ふるさと）」とは、「地域社会」（＝コミュニティ）を指しており、地域生活（＝地域コミュニティ）とは、そのような地域社会ないしコミュニティでの営みを意味している。

本件事故による地域生活（地域コミュニティ）の破壊は、原告らに対して、「故郷（ふるさと）の喪失」というべき損害を与えている。

## (2) 地域生活利益（地域生活享受権）

ここでの被侵害利益は、包括的平穩生活権の中でも、以下に詳述する「地域生活利益」というべき法益として評価することが出来る。すなわち、地域生活を享受することによって受ける様々な法益の全体であり、それは地域生活者である個々人の地域との関わり、年齢、地域における社会的立場等によって異なり得るが、共通的に受ける法益があり、本件ではこれを一律のものとして請求している。

地域コミュニティ喪失による損害は、単なる精神的苦痛にとどまるわけではない。地域コミュニティは、以下のような広範、多面的、複合的な役割と機能を果たしており、地域住民にとってその全体が法的利益であり、この法的利益である地域生活利益（地域生活享受権）は、「コミュニティ生活享受権」（あるいは「地域生活享受権」とも称すべき内容の権利である。それが失われたことによる損害は、精神的苦痛をはじめとする多様な無形の損害を含んでいる。

地域コミュニティにおける生活者は、経済的・財産的側面から社会的、文化的、精神的側面まで、また個人的・私的利益の側面から集団的利益や公的利益の側面まで、多様かつ複合的な利益を、地域生活によって享受してきた。地域コミュニティが果たしている主要な機能は、以下のとおり整理できる。

### ① 生活費代替機能

本件原告らが居住していた双相地域の地域社会では、コメ、野菜、飲料水などが自給できていた。それぞれの世帯で自給が完結していなくとも、地域社会において、相互に供給し合うことにより、かなりの程度に自給自足の生活が実現していたといえる。それぞれの世帯が周囲の世帯に野菜やコメを相互に供給し合う習慣により、どの世帯も八百屋や米屋に行かなくても生活できるという実情にあったのである。こうした地域生活は、経済的利益はもとより、精神的な安定・安心という利益も含む価値である。

### ② 相互扶助・共助・福祉機能

複数世代の家族内、集落共同体内で、互いに面倒を見合い、福祉的役割を果たしてきた。財産的側面と精神的側面の両方を持つ。仮設住宅や借り上げ住宅における避難生活では、この役割が大幅に失われ、家族の分断による生活費の増大と精神的苦痛、高齢者や被介護者についての共助の喪失

による外部施設への委託による財産的費用の増加と、これに伴う精神的苦痛が生じた。

③ 行政代替・補完機能

旧村落から維持されてきた「行政区」を中心とした活動など、清掃やまちづくりへの参加、地域生活を維持するための様々な活動が営まれてきた。これらは、地域の実生活の維持のための行政代替・補完機能だけではなく、集落の一体性という精神的な安定と安心を維持していたが、これらがすべて失われたことにより、精神的苦痛を被っている。

④ 人格発展機能

隣近所や地域の交流をはじめ、さまざまな地域の集会や、祭りあるいは冠婚葬祭など寺社の宗教的行事を通じた交流は、精神的な安定と繋がりを構築することで、人格発展的機能を提供していた。これらがすべて崩壊したことは、重大な精神的苦痛を与えている。

⑤ 環境保全・維持機能

地域社会における水田や畑の利用と維持、里山の維持と管理は、自然環境を享受するという個人的利益のみならず、集団的利益、公益的利益をも充足し、環境の保全・維持という役割を果たしていた。これらが失われたことは、財産的損害問い精神的損害の両面で、重大な影響を与えている。

これらの広範、多面的、複合的な機能が、地域社会（地域コミュニティ）の破壊・崩壊によって、一挙に失われた。これによる被害は、精神的苦痛という意味にとどまらない、無形の様々な損害を含むものである。

地域生活利益（地域生活享受権）の侵害は、これらの多様な無形の精神的利益、財産的・経済的、社会的、文化的利益の侵害であり、その侵害が重大で、かつ長期にわたることを考慮すると、その損害は甚大なものと言わなければならない。

(3) 本件における一律一部請求

本件における「故郷喪失慰謝料」についての一律一部請求は、原告らが受けた様々な損害の中で、精神的損害に関し、すべての原告らが共通して被っている地域社会（地域コミュニティ）の破壊（地域生活利益の侵害）による損害を「故郷喪失慰謝料」として抽出して、そのうち 2000 万円を請求しているものである。

「損害の共通部分を括り出す」というのはそのような意味であって、各原告にはこの共通部分の他にも様々な別の精神的損害が生じているが、各 2000 万円の故郷喪失慰謝料はそうした部分を含まず、「地域社会（地域コミュニティ）の破壊による損害」（地域生活利益の侵害）という共通の損害部分に限定し、かつ金銭的にその一部だけを内金請求する、一律一部請求であ

る。

#### 4 包括的平穩生活権と身体権に直結した平穩生活権

##### (1) 身体権に直結した平穩生活権

ところで、上記の包括的平穩生活権とは異なる内容を持つ平穩生活権として、「身体権に直結（接続）した平穩生活権」を觀念することができる。

本件とは別に、いわき市に居住する住民ら原告が、本件事故による低線量放射線被ばくによる精神的ストレスや不安、さらに様々な社会的影響による損害の賠償を求めた訴訟である御庁平成 25 年（ワ）第 46 号損害賠償請求事件（以下「いわき市民訴訟」という）において、その原告らは平穩生活権を保護法益として主張しているが、そこでの内容は、身体権に直結（接続）した平穩生活権であり、本件における包括的平穩生活権とは性質を異にする。

身体権に直結した平穩生活権は、生命、身体に対する侵害の危険から直接に引き起こされる危険感、不安感によって精神的平穩や平穩な生活を侵害されない権利という精神的な人格権であり、身体権に準じた意味における重要性を有する。これに対して包括的平穩生活権は、上記のとおり、家庭生活、地域生活、職業生活などの日常生活、社会生活の全般を含んでいるところに特徴があり、身体権に直結した平穩生活権と一部は重なりつつ、これよりもさらに広範な内容を持つ概念である。

包括的平穩生活権と身体権に直結した平穩生活権は、人格の尊厳（憲法 13 条）や生存権（憲法 25 条）という水準で通底・共通しており、いずれも人格権である平穩生活権に属するが、上記のとおり、社会生活の全般を意味するか、身体・生命への侵害を基軸にするかという射程の違いにより、その内容ないし対象の範囲を異にしている。

##### (2) 2つの価値の矛盾衝突と選択の強要

しかし、そもそも人間は誰しも、生命・身体に対する侵害を受けず、かつ包括的・全般的な平穩な生活を送る権利を有している。つまり、健康（身体）を脅かされることなく、社会生活（日常生活）を送ることが当然であって、そこでは包括的平穩生活権と身体権に直結した平穩生活権の両方が、同時に保障されているはずである。

ところが本件原告らは、本件事故による放射性物質の放出・拡散により、それまでの居住地で生活が続ければ、生命・身体への侵害を余儀なくされる虞があるため、避難行動を強いられ、よって包括的平穩生活権を侵害されることとなった。すなわち、身体・生命の安全を確保するために、日常生活・社会生活の全般（包括的平穩生活権）を犠牲にするという、理不

尽な価値の選択を強いられたのである。身体・生命の安全は、その性質上、事後的回復が不可能であるから、原告らを含む避難区域の住民らは、事故の発生によってそのような価値選択をするより他、選択の余地がなかったのである。

なお、いわき市民訴訟の原告ら住民は、政府が年間20ミリシーベルトの積算放射線量という基準によって避難区域を設定したので、さしあたり避難を強制されることはなかったが、いわき市周辺地域は、年間20ミリシーベルトの線量に至らなくとも、自然放射線量を大きく上回る放射線被ばくを余儀なくされる状況にあるから、もし、同原告らがそのような生命・身体への危険を避ける方を優先すれば、避難行動をとらざるを得ず、その結果として日常生活・社会生活の断絶、すなわち包括的平穏生活権の侵害を被ることになる。現に本件事故発生の直後の時期には、数週間あるいは数ヶ月にわたる、一時的避難行動をとったいわき市民は極めて多数にのぼる。

このように、本件事故による放射性物質の漏洩・拡散は、包括的平穏生活権と身体権に直結した平穏生活権という、本来その両方を享受できるはずの権利法益のうちいずれか一方しか享受できないという事態を招来し、もう一方の保護法益を侵害している。そのようにして、そこに居住する住民らに対して、2つの価値のうち一方を選択し、他方を犠牲にするという価値選択を強いているのである。

### (3) 自己決定権の侵害

そうすると、このように、包括的平穏生活権と身体権に直結した平穏生活権という本来その両方を享受できるはずの権利法益のうち、一方を選択し、他方を犠牲にするという価値選択を強いられていること自体が、自己決定権という人格的権利の侵害でもある。

すなわち、本件原告らは包括的平穏生活権の侵害と同時に、自己決定権をも侵害されている。他方でいわき市民訴訟の原告らは、身体権に直結した平穏生活権の侵害と同時に、自己決定権を侵害されているのである。

## 5 本件における、身体権に直結した平穏生活権侵害

以上のとおり本件においては、日常生活・社会生活の全般を破壊される、包括的平穏生活権の侵害がなされたのであるが、これに加えて本件原告らの中には、避難指示による避難の過程において、放射線量等に関する情報提供が適切になされなかったことにより避難が遅れ、あるいは不適切な避難経路や避難先を選択させられたことにより、既に相当量の放射線被ばくを強いられた者も多い。

従って、これらの原告については、身体権に直結した平穩生活権も同時に侵害されたものと言える。あるいは、本件において侵害された包括的平穩生活権には、身体権に直結した平穩生活権も含まれていると整理することも可能である。

そこで、本件においては、被侵害利益である包括的平穩生活権には、身体権に直結した平穩生活権も含むものとして捉えるものとする。

## 第2 本件訴訟における損害の評価

### 1 本件事故による包括的平穩生活権侵害がもたらす損害

本訴において請求している、本件事故がもたらした損害は、下記のように、極めて多様である。

#### 記

#### I 精神的損害（財産的損害以外の損害）

ア 避難生活にともなう慰謝料（包括一律、一部請求）

イ 故郷喪失慰謝料（包括一律、一部請求）

#### II 財産的損害

ウ 避難行動による経済的被害

生活費増加

避難費用

逸失利益（就労不能による休業損害など）

エ 財物の損害

住宅（不動産）

農地など

家財

### 2 精神的損害の評価

#### (1) 包括的平穩生活権侵害

包括的平穩生活権が侵害されているという被侵害利益の特徴は、これによる損害が日常生活・社会生活の全般に及び、基本的生活権が全面的に奪われていることを意味している。この「被害の全般性」が、本件事故による損害算定において求められる基本的な視点を示す。

#### (2) 地域生活利益の侵害による「故郷（ふるさと）喪失慰謝料」

原告らが受けている損害の中で、特に精神的損害については、上記のとおりその被侵害利益を「地域生活利益（地域生活享受権）」とすることができる。この侵害による損害が、原告らの精神的損害の共通部分であり、その多様な損害は、自動車事故賠償をモデルとする従来 of 典型的な手法である個別



的損害把握では評価し尽くせない。これらの通常不法行為事案においては、一般に、個別的な損害項目の積算による損害評価がなされている。しかし、そのような損害評価の方法によっては、本件における広範で全般的な精神的損害を評価することができない。原告らは、それまでの平穏な家庭生活を奪われて、家族が離散し、避難先の狭小な仮設住宅などで不本意な生活を余儀なくされている。また、それまでの地域生活を遮断されて、見知らぬ土地で孤独な生活を強いられている。さらに、それまでの生業や職業を奪われて、生き甲斐や将来の展望を失った生活を重ねている。そうした様々な被害や精神的苦痛が相互に影響して、全体的な損害構造を形成しており、その内容は広範かつ複合的で、重大である。

そこで本件では、こうした全般的な精神的損害を、「故郷（ふるさと）喪失慰謝料」という新たな精神的損害（無形の損害）として把握した上で、包括的な損害把握をする必要がある。

### (3) 包括的損害把握

包括的損害把握の意義については、既に準備書面（9）において詳述したところであるが、上記のような広範かつ複合的な多様な精神的損害を、個別的に積算するのではなく包括的に把握し、評価することによって賠償請求している。これは、公害・薬害賠償モデルとして形成されてきた、逸失利益や治療費などの財産的損害、精神的損害などの全てを包括して請求する包括請求とも異なる。本件の包括的平穏生活権侵害、地域生活利益侵害による損害は、従前の公害・薬害モデルにおける被害よりも一層広範で、生活全般に及んでいるため、その損害の全てを包括して評価することが不可能だからである。

そこで、上記のように不動産などの財物損害や就労不能損害をはじめとする財産上の損害はそれぞれ個別的積算方式により、それでは評価し尽くせない精神的損害についてのみ、故郷喪失慰謝料及び避難慰謝料として、それぞれ包括的損害把握による一律請求を行うことになった。

## 3 故郷（ふるさと）喪失慰謝料の内容

「故郷（ふるさと）喪失慰謝料」は、将来に向かって、故郷（ふるさと）＝地域生活（地域コミュニティ）を奪われたことによる精神的損害を意味する。具体的な内容（要素）としては、上記のように、①地域生活の破壊による精神的損害、②職業生活の喪失による精神的損害、③住居での生活の破壊による精神的損害を含むが、それぞれの具体的な内容は、原告によって同じではない。またこの他にも、④地域の自然との関わりを生き甲斐として享受する故郷、⑤精神的な拠所としての故郷など、様々な精神的価値の破壊によ

る損害があり得る。

①の地域生活は、広範な権利利益を含んでいる。すなわち、地域コミュニティは地域における濃厚な人間関係の中で、相互に助け合い（相互扶助・共助と福祉機能）、行政区ごとの生活機能を維持し（行政機能）、集会や祭りなどを通じて地域の精神的交流を実現し（人格発展機能）、農地や里山を維持・管理（環境保全機能）するなどの多様な役割を果たすことによって、人々の生活と人生を支えてきた。ことに成長の途上にある子どもにとっては、人格的発達の糧として地域社会生活が不可欠の価値を持つ。他方で、長年にわたって地域で生活してきた高齢者にとっては、唯一の精神的な帰属場所としての、かけがえのない価値を持つ。また、専業主婦にとっての社会生活は、地域社会こそが帰属する社会そのものである。そうした意味における地域コミュニティの破壊は、原告らに共通の精神的損害を与えた。

②は職業によって様々であるし、地域社会との関連性の度合いも異なるが、大なり小なり、職業生活は地域社会との繋がりがなくしては維持できないから、地域社会から切り離されたことは、各原告に重大な損害を与える。退職者にとっては、それまでの職業を通じて構築した地域社会との関わりが、人生そのものと言っても過言ではない価値を有する。

③の住居での生活は、多くは住居における家族との生活の営みであるが、単身者にとっても、地域における個人の日常生活の拠点という住居の意味は共通である。

原告らはいずれも、こうした共通の権利利益を侵害されることにより、共通の損害を被った。これらの精神的損害を金銭的に評価すれば、その金額は甚大なものとなるが、少なくとも全ての原告を共通して、2000万円を下回るものではない。

#### 4 避難慰謝料

避難生活に伴う精神的損害については、原告らは訴状において、以下のような具体的事情を共通の損害要素として掲げた。①避難先住居での生活の限界、②見知らぬ土地での生活上の不安、③被ばくによる不安・差別、④仕事の喪失、⑤家族の離散、⑥被害者同士の軋轢の6つである。

避難生活を強いられることによって原告らが受ける損害は、それぞれの事情や状況によって異なるが、上記の6つは、大なり小なり、具体的な姿形を変えて、すべての原告に共通して認められる損害として抽出することが出来る。いずれも、本件事故によって元の居住地域を追われて、不安定な避難生活を強いられることによって、「包括的生活利益としての平穩生活権（包括的平穩生活権）」を侵害されることにより、共通して被る損害である。

また、原告らが避難生活を強いられることによって被っている損害の要素は、上記①ないし⑥にとどまるものではない。例えば学齢期の未成年者は、仕事の喪失の代わりに、学校や地域の交友関係の喪失という被害を受けている。また多くの原告が、様々な形での地域における社会活動を中断している。近在の親族や近親者との関わりの喪失・中断という被害も共通している。

いずれも、本件事故によって元の居住地域を追われ、不安定な避難生活を強いられることによって、「包括的生活利益としての平穩生活権（包括的平穩生活権）」を侵害されることによる損害であり、これらは、大なり小なり、具体的な姿形を変えて、ほぼ全ての原告が共通して被る損害である。例えば、①②③⑥はもとより全ての原告について容易に想起することができるし、④⑥についても大半の原告において直面している事態である。

これらの精神的損害を金銭的に評価すれば、原告それぞれの事情や受け止め方に応じてその程度は様々であるが、上記の①ないし⑥の全ての要素が該当するかどうかを問わず、少なくとも全ての原告を共通して、1人1ヶ月当たり50万円を下回るものではない。そこで、一部請求として、全部の原告について1人1ヶ月当たり50万円を請求する。

なお、幼児などの人格形成途上の年齢の原告にとっても、避難生活に伴う精神的損害は存在する。幼児にとっては、これらの事態は、その両親が故郷を追われて寄る辺のない不安定な避難生活を強いられている中での養育・成長を意味する。このことがやはり子どもに不安や不利益をもたらすし、あるいは両親の精神的被害が子どもの精神状態に被害として投影する。

## 5 財物損害の特徴（骨子）

### (1) 被侵害利益

財産的損害、中でも財物に関する損害の算定においても、同様のことが指摘される。包括的平穩生活権が侵害されているという被侵害利益の特徴は、これによる損害が日常生活・社会生活の全般に及び、基本的生活権が全面的に奪われていることを意味している。ここでも「被害の全般性」が、本件事故による損害算定において求められる基本的な視点を示す。

このような法益侵害、全般的な被害を回復するには、生活そのものの再建、すなわち原状回復がなされる必要があり、この観点から損害の実態を把握することが求められる。

### (2) 損害把握のあり方と損害額の算定

そこで、本件における財物損害の実態は、個々の財物ではなく「財物集合」の喪失として把握される、その上で再取得価格による損害額の評価がなされる必要がある。すなわち、個々の財物の時価の積算ではなく、これらの財物

集合について、再取得が可能な損害額の賠償がなされなければならない。

以上